

岩手県告示第387号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成26年5月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸野野前漁港海岸白浜地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点22までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点22と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度03分17秒01841、東経141度48分52秒38903
- 基点2 北緯39度03分17秒67720、東経141度48分48秒61454
- 基点3 北緯39度03分21秒06746、東経141度48分46秒61631
- 基点4 北緯39度03分21秒04517、東経141度48分46秒50523
- 基点5 北緯39度03分21秒15925、東経141度48分46秒45548
- 基点6 北緯39度03分24秒33798、東経141度48分46秒31462
- 基点7 北緯39度03分26秒25635、東経141度48分46秒40456
- 基点8 北緯39度03分26秒33418、東経141度48分45秒78872
- 基点9 北緯39度03分27秒07099、東経141度48分46秒09368
- 基点10 北緯39度03分26秒90102、東経141度48分46秒67824
- 基点11 北緯39度03分28秒72604、東経141度48分47秒64880
- 基点12 北緯39度03分31秒66095、東経141度48分50秒26209
- 基点13 北緯39度03分32秒05149、東経141度48分50秒21782
- 基点14 北緯39度03分32秒24716、東経141度48分50秒46140
- 基点15 北緯39度03分32秒99239、東経141度48分51秒50660
- 基点16 北緯39度03分33秒56303、東経141度48分52秒61499
- 基点17 北緯39度03分33秒69556、東経141度48分52秒73478
- 基点18 北緯39度03分33秒28652、東経141度48分53秒47909
- 基点19 北緯39度03分33秒69251、東経141度48分55秒07095
- 基点20 北緯39度03分29秒64337、東経141度49分00秒91661
- 基点21 北緯39度03分21秒66895、東経141度48分58秒62670
- 基点22 北緯39度03分21秒72603、東経141度48分51秒84778

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センターに備えておいて縦覧に供する。